

## 第 1 6 7 号議案

足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を  
改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 1 2 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を  
改正する条例

第 1 条 足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和  
3 1 年足立区条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「1 0 0 分の 2 5」を「1 0 0 分の 3 5」に改める。

第 2 条 足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部  
を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「1 0 0 分の 3 5」を「1 0 0 分の 2 5」に改め、  
「、6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 5 5」を削り、「1  
2 月に支給する」を「6 月及び 1 2 月に支給する」に改める。

付 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 2 8 年  
4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

議員の期末手当の額を改定する必要があるので、この条例案を提出い  
たします。